

保険料の値上げと軽減特例の縮小で負担増に

【伊藤議員】2020年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から発言いたします。

反対の理由は、保険料率の改定により、10%近くもの保険料の値上げがなされたこと。低所得者に対して実施している軽減特例が縮小され、負担増になっていることです。



値上げで75億円、軽減特例縮小で14億円の負担増

保険料率改定等の影響による保険料値上げの影響額は、約75億円。軽減特例の縮小の影響は14億6千万円。今決算で実施された均等割の軽減特例は3カ年をかけて実施しており、2020年はその中間年に該当します。その前の年、2019年度は影響額が7億5000万円ございました。



これまでも次々に負担増をしてきた

この間実施された軽減特例の縮小はこれだけではありません。

所得割の軽減廃止の影響額は約13億2,000万円。これは2017年、2018年の二年で実施されました。

元被扶養者に対する負担増の総額は、約15億3,000万円。2017年から2019年の三年で実施されました。

看過できないのは、この軽減特例の縮小の影響を受けるのは低所得者であるということです。加えて、2018年度途中から高額療養費の自己負担限度額も現役並みに引きあがっており、通年での影響額は、実績で約23億5000万という答弁もされています。

令和元年度からの見直し内容

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被扶養者全員の 経常的所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	平成30年度	令和元年度	令和2年度 令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 軽減判定所得が 33万円以下の世帯	7割	8.5割	7.75割 月平均額が 570円→910円	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] 上記世帯のうち、世帯の被扶養者全員が 年金収入80万円以下 (その他の所得がない)の場合		9割	8割	7割 月平均額が 750円→1,220円

廃止された軽減特例とその影響額

	負担増	人数	備考
所得割の軽減で約13億2,000万円			
2017年	約8億円	10.1万人	
2018年	約5億2,000万円	10万人	
元被扶養者に対する負担増は約15億3,000万円			
2017年	約4億2,000万円	5.9万人	一律7割軽減
2018年	約3億7,000万円	4.1万人	一律5割軽減
2019年	約7億4,000万円	3.2万人	該当しなくなる人 & 2割適用される人
低所得者の均等割の軽減特例の縮小で28億7,200万円			
2019年	約7億5,300万円	16.6万人	9割→8割
2020年	約8億2,100万円	16.8万人	8割→7割
	約8億4,500万円	17.6万人	8.5割→7.75割
2021年	約6億5,300万円	17.9万人	7.75割→7割

元被扶養者には短い間に保険料が10倍以上に引きあがった方もある。到底容認できる内容ではない

先日、市民の方から、「年金がどんどん下がっていて生活が苦しい。公的年金の引き下げは0.1パーセントだから我慢しろという報道があったが、実際の引き下げはその100倍、1割近く下がっている」という訴えを聞きました。マクロ経済スライドという際限なく年金を削られる仕組みが導入され、年金はどんどん減らされています。ただでさえ目減りしている年金に対して、後期高齢者医療の保険料の値上げが、急速に、そして大幅になされていることを重く受け止めなければならないと思います。元被扶養者の方など、短い間に保険料が10倍以上に引きあがった方も少なくありません。

これら、到底容認できる内容ではなく今決算認定に対しては、反対の意思表示をいたします。

